

制を整備しております。

- ②「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討しております。
- ③内部監査部門である監査グループは、当行の業務すべてにおける内部管理体制(リスク管理体制を含む。)の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をしております。
- ④「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備しております。
- (4) **当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ①効率的な経営を確保するための体制として、取締役及び執行役員は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、グループ長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行っております。
 - ②日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行しております。
- (5) **当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理しております。
 - ・内部監査部門である監査グループは、子会社の業務すべてにおける内部管理体制(リスク管理体制を含む。)の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をしております。
 - ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備しております。
 - ・定期的に当行、及び子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとしております。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図っております。
 - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備しております。
 - ・子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図っております。
 - ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、ならびにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図っております。
 - ・「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努めております。

- (6) **当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要があると監査等委員が認めた場合には、担当者を置くこととしております。
- (7) **前号の使用人の当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - ・監査等委員会職務を補助すべき使用人は、監査等委員会職務の補助業務の専従者とするとし、人事考課及び異動等については、監査等委員会と企画本部人事グループの協議事項としております。
- (8) **次に掲げる体制その他の当行監査等委員会への報告に関する体制**
 - ①当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人が当行監査等委員会に報告するための体制
 - ・監査等委員が取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員決裁の稟議書、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査等委員に回覧しております。
 - ・「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口は監査等委員会を配し、当行監査等委員会に直接報告する制度を構築しております。
 - ②子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制
 - ・当行の内部監査部門である監査グループは、子会社の業務すべてにおける内部管理体制(リスク管理体制を含む。)の適切性・有効性について監査を行い、当行監査等委員会に状況の報告を行っております。
 - ・子会社の監査役が、当行監査等委員会に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築しております。
 - ・「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査等委員会に直接報告する制度を構築しております。
- (9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - ・当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記しております。
- (10) **当行監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
 - ・当行は、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用、または債務について、職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理いたします。
- (11) **その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会は、監査等委員会の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査等委員会からの要請により、その改善に努めております。

4. 内部監査、監査等委員会監査の状況

① 監査等委員会監査の状況

イ 組織、人員及び手続

監査等委員会は、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査職務の分担の策定等を行っており、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役3名）の体制としております。なお、社外監査等委員の立花洋介は、公認会計士として企業会計や監査に携わっており、財務及び会計に関する専門的な経験・見識を有しております。また、監査等委員会に専属スタッフ1名を配置し、監査等委員会の職務執行を補助しております。

ロ 監査等委員会の活動状況

(a) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会開催時に毎月開催しているほか、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は、14回開催しております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数／開催回数	当事業年度の 監査等委員会 出席率
中野 慎介	14回／14回	100%
池部 晋	14回／14回	100%
立花 洋介	14回／14回	100%
永田 見生	12回／14回	85%
西村 和芳	9回／10回	90%

(b) 常勤監査等委員

常勤監査等委員は、取締役の職務執行について、監査等委員会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施しており、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要会議へ出席しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の稟議書、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を閲覧し、取締役及び執行役員の職務執行の監査を行っております。

さらに、営業店、本部について行内の情報収集に努めるほか、内部監査部門である監査グループと連携した監査を実施しております。また、グループ会社については、グループ会社監査役と連携した監査を実施しております。

(c) 社外監査等委員

取締役会等の重要会議に出席するほか、定期的に代表取締役と意見交換・議論を行うことで、取締役の職務の執行状況を把握するとともに、経営方針・経営課題等について幅広い経験及び見識からの提言を行っております。

ハ 監査等委員会の具体的な検討内容

取締役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画等に従い、健全、公正妥当、かつ、効率的に業務の執行を決定し業務を執行しているかどうかや、当行グループの内部統制システムが適切に構築、運用されているか、また、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかどうかについて検討しております。

II リスク管理体制の整備の状況

リスク管理につきましては、リスク管理統括規程に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、リスク管理本部経営管理グループを統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備しております。また、リスク管理委員会、ALMに関する常務会などを定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策などの検討を行っております。なお、法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士から適時アドバイスを受けております。